

市・県民税の年金からの引き落とし開始のお知らせ

平成21年度の市・県民税は、第1期、第2期まで普通徴収（納付書または口座振替）で納税していただきましたが、10月の年金支給時より、年金からの特別徴収（引き落とし）が開始されます。

引き落としとなるかたは公的年金受給者で次のすべてに当てはまるかたです。

- 平成21年4月1日現在で65歳以上のかた（昭和19年4月2日以前生まれのかた）
- 年金に係る市・県民税が課税されているかた
- 介護保険料が年金から引き落とされているかた

《徴収税額の確認方法》

市から送付済みの「平成21年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」の3枚目で、徴収月と徴収税額を確認することができます。以下はその例です。

【例】

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額(円)
平成21年10月	4900
平成21年12月	4800
平成22年2月	4800

10月から来年2月までの引き落とし税額

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

支払者の名称	社会保険庁
公的年金の種類	老齢基礎年金

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

また、あなたが本年度において公的年金から特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額(円)
平成22年4月	4800
平成22年6月	4800
平成22年8月	4800

来年4月から8月までの引き落とし税額

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	特別徴収税額(円)
*****	*****
*****	*****
*****	*****



Q 家庭の事情で、年金からの引き落としは困るのですが

A 本人の希望で納税方法を選択することはできません。ただし、家族が急に病気になったなど、引き落としされると困るような事情がある場合は、ご相談ください。

Q 介護保険料が公的年金から引き落とされていましたが、途中で保険料が変更になり、普通徴収になった場合、市・県民税はどうなりますか

A 市・県民税についても普通徴収になります。ほかにも、年金に係る市・県民税額が変更になったときや年度途中で川口市から転出したとき、公的年金の支払いが中止されたときなどにも、普通徴収となります。このような場合には納税通知書を郵送しますので、金融機関などで納めてください。

Q 公的年金以外にも所得がある場合は、どのように納めるのですか

A 市・県民税が年金からの引き落としの対象となるかたで、公的年金以外の所得がある場合、納税方法は原則として所得の種類に応じて次のとおりです。

- ・年金から計算した税額
↓ 公的年金から引き落とし
・給与から計算した税額
↓ 給与から引き落とし
・そのほかの所得から計算した税額
↓ 普通徴収

Q 年金からの引き落としが始まると、もう税金の申告はしなくてもよいのでしょうか

A 税金の申告は必要です。所得税が課税されるかたは、確定申告書、市・県民税のみが課税されるかたは、市・県民税申告書を提出してください。



問い合わせ：市民税課 市民税第1、4係

☎ (259) 763456・(259) 7245